

佐々木史朗

## 一 訴訟指揮の意義

訴訟指揮とは訴訟の審理に一定の秩序を与える裁判所の合目的的活動であり<sup>(1)</sup>、その主要なものは刑訴法及び刑訴規則に規定が設けられている。

訴訟指揮権は訴訟の主宰者である裁判所に属するが、公判期日における訴訟指揮は包括的に裁判長に委ねられる（刑訴二九四）。これは、法廷における訴訟指揮は臨機応変、迅速に行われることが必要であって、いちいち会議をしていたのでは事態に適確に対処しえないのである。この場合も、裁判長は合議体の代表機関として行動するのであって合議体の意思に拘束され、これを独断専行するものではない。<sup>(3)</sup>

公判期日外における訴訟指揮についても、軽微な事項については裁判長の権限とされているものがある（例えば、公判期日の指定〔刑訴二七三〕、必要的弁護人を附する措置〔刑訴二八九IIその他〕）。他方また、公判期日におけるも

## 乙第一号証

訴訟指揮

49 訴訟指揮

(4) 法廷におけるメモの禁止 刑事訴訟規則二一五条はメモについては触れていない。これは、法廷においてメモをとることは、特別の事情がない限り、裁判所の審理を妨げ、または法廷の威信を傷つけるとは考えられない<sup>(5)</sup>ので、通常の規制（裁七一II）に服させれば足りるとされたものであろうとされている。

メモは、写真撮影、放送、放送目的の録音と異なり、訴訟関係人にとっては訴訟活動の当然の手段であり、また、報道機関にとっては取材の最少限度不可欠の手段というべきであるから（取材を認められた報道関係者がメモをとる

ことは実務上も異論なく許されている。憲法八二条はメモを許すことまで要請するものとは解せられないが、憲法二一条からはそのようなアプローチが必要であろう、右の規定がメモについて触れなかつたのは、それなりに首肯すべきものがある。しかし、以上と異なり一般傍聴人が法廷でメモをとることは、それが如何なる目的に使用されるか不明であつて、被告人・証人等が心理的な影響を受け、自由な供述を躊躇する虞れがあり、また、当該メモが不当に利用される虞れ——例えばそれをもとに証人を威迫するなど、あるいは証拠隠匿が図られるなど——もあるなどして裁判の公正を害する虞れがあり、また、メモを取らなくても、前記公開の趣旨からいって傍聴の目的は達せられるものというべきことから、別個の対応が要請されるのであって、特に許可した場合以外は一般傍聴人の法廷内でのメモを禁止するのが実務の大勢のように思われる。<sup>(50)</sup>

ただ、禁止の法的根拠について、裁判所法七一三条二項には該らないのではないかとの疑問も提起されているが、それに該らないとすれば、固有権に基づく措置と解すべきである。また、「裁判が公開される以上、言語による報道は報道の自由の原則の適用として当然に許され……」との報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さないかぎり、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない（不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不當である）とする主張がある。しかし、一般傍聴人の傍聴目的は不特定であつて、それ故に前記のような虞れも生ずるのであり、また裁判報道は公正になされなければ不當に国民の不信を招くことにもなるので、法廷取材を許すのは原則として日本新聞協会加盟の報道機関に限る運用が一般化しているわけである。右の主張にはにわかに賛同しがたい。

（39）法廷監察権については、岸・前掲訴訟指揮一〇六頁以下、船田・前掲舊時二七卷一号以下、最高裁判事務局・裁判所法逐条解説（一九九〇年）一九九〇年以下を参照。なお、田宮裕・注釈刑事訴訟法三四四頁は、法廷監察権は裁判権そのものに内在する機能であるとするが、今は通説に従つておきたい。

（40）前記逐条解説（一九九〇年）二七頁、最（大）決昭和三三・一〇・一五刑集一二卷一四号三三九一頁。後記のように、法廷監察権は広義の訴訟指揮権の概念に含まれるものと解するが、司法行政権としての側面を有するので、その意味・限度においては司法行政上の監督を受けることがある（裁八〇・八一）。その事例として、吹田黙禪事件（昭和二八・九・二六総総第二〇号「法廷の威信について」最高裁通達）があるが、その詳細は前掲・逐条解説（一九九〇年）二七卷一号九〇頁以下にゆずり、ここでは文献を引用するにとどめたい。齊藤朝郎「裁判と裁判官の中立性」法時二六卷二号一三三二頁、五鬼上堅「裁判官の当面する諸問題」法時二六卷二号一七九〇頁、野間榮「司法裁判と司法行政」民訴二号四六頁、同「司法権の独立と訴追委員会の調査」法論二八卷二二三号一一二頁、同「司法権独立の限界」早法三〇卷二七七頁、齊藤秀夫「裁判官の中立性と法廷の権威」法時二六卷二号一九〇頁、長谷川正安「新憲法と裁判」シリ六八号二五頁。

（41）同旨、平野・前掲書一六八頁、井戸田・前掲書三三六頁、佐々木・前掲書四九頁。なお、刑訴法二八八条についての從前の解釈（別冊法セ基本法コンメンタール刑事訴訟法二五二頁〔佐々木〕）にはやや明確を欠く点があり、本文の如く追加補充したい。

（42）東京高決昭和二八・一二・四判特三九号二一一頁。多數説は、訴訟指揮権と法廷監察権とは別個のものであるとしたながらも密接性を理由に異議の中立を認める（岸・訴訟指揮前掲一二七頁、船田・前掲舊時二七卷一号一六頁、注釈刑事訴訟法四三五頁、五五三頁、松尾・前掲書二七七頁、田藤重光「刑事訴訟法注釈」警研三三卷九号七二頁）。これに対し、反対は、羽生田利朝・法廷監察権の研究（司法研究報告書五輯一號）一六一頁。また、香成判事は、法廷監察権の行使により訴訟法上の権利が制約されたり、その効果が生じたりする場合は異議の中立ができるが、そうでない場合は異議の中立はできないとする（注釈刑事訴訟法（3）九六頁）。

（43）前掲・逐条解説（二八頁）、佐々木・前掲刑事訴訟法コンメンタール二五二頁。

（44）佐々木・前掲書二五二頁。

（45）前掲・逐条解説（二二二頁）。なお、注解日本国憲法（II）（有斐閣 昭二八）六八三頁はこれを疑問とする。

（46）最近における議論として、例えば、法時五二卷一〇号・特集II国民と裁判所がある。

（47）最（大）判昭和三三・二・一七刑集一二卷二号二五三頁、前掲・注解日本国憲法（II）一二四〇頁、香成・前掲三三五頁。

(48) 前掲・注解日本憲法(1)(2)一二四〇頁は、本条は裁判一般について、司法機関に対する制約という形で公開主義を規定したとし、宮澤俊義・芦部信喜補訂・金原日本国憲法(日本評論社 昭五三)六九五頁は、本条は、裁判の手続の核心的な部分が公開されるべきだとする原則を定めたものとしている。これに対し、平野・前掲五一頁は、公開裁判を国民の権利として保障したものであるとする。なお、香城・前掲三三五頁は、公開裁判の権利は、被告人および国民全体に与えられたものであり、特定の国民または報道関係者に対し、法廷への立入権等の具体的な権利を保障するものではないとする。

(49) 前掲・日本国憲法(1)(2)一二四〇頁。報道関係者には傍聴席を留保するなど特別の便宜がはかられるのが例であるが、一般的の傍聴の機会を著しく制限しない限り公開の原則に反するものでないことはいうまでもない。

(50) 宮澤・芦部・前掲六九七頁、前掲・注解日本憲法(1)(2)一二四一頁、平野・前掲書一五一頁、香城・前掲三三六頁等。

(51) 英米刑事法研究会「公開前手続の非公開決定と傍聴権」判タ四四四号五〇頁、U. S. Leading Cases 「刑事公判を傍聴する憲法上の権利」 ジュリ七三七号七〇頁、関西アメリカ公法研究会「アメリカ連邦最高裁判例の動向」判タ四五一号八頁、

市川正人「修正一条と公判への出席権」判タ四五一号一三頁、上原正夫「裁判に関する報道の自由」判タ四六八号五二頁。以上

の記述は右諸論稿に負うところが大である。

右上原論文によると、本件二つの判決の相違を明らかにし、裁判の非公開を求める手続は同中立に対し適用される判断基準を統一するために、連邦司法会議の訴訟手続規則委員会は、刑事訴訟規則第四三条一(陪審員の偏見防止のための非公開審理)案を下審議中とのことである。

(52) 宮澤・芦部・前掲六九七頁、伊藤正己「報道の自由と法廷における写真撮影の制限」憲法判例百選四〇頁、小堀憲助「報道の自由と法廷における写真撮影の制限」憲法判例百選(新版)四六頁、伊志嶌恵徳「報道の自由と法廷における写真撮影の制限」憲法判例百選一七八頁、久保田きぬ子「法廷における写真撮影と報道の自由」マスコミ判例百選一二頁。

(53) Chandler v. Florida, 49 U.S. 4141, decided January 26, 1981. 以上の記述は、上原正夫「テレビ・カメラ法廷に入る」判タ四三三号五〇頁による。

(54) この問題については香城・前掲論文に参考文献が詳細に紹介されているので参照されたい。なお、そのほかに、原田・前掲三四九頁。

(55) 上原・前掲(注51)五一頁。

(56) 外国法制の状況については、田中勇雄「刑事裁判の開廷中の法廷内における写真撮影、録音、放送等の取扱に関する西欧各国の実情」在外研究報告一四号、香城・前掲三四三頁。

(57) 前掲・裁判所法逐条解説(1)三九頁。

(58) 香城・前掲三四六頁。

(59) 千葉裕「法廷における傍聴人のメモ作成について」判タ二二八号八四頁。

(60) 平野・前掲書一六六頁、高田草爾・刑事訴訟法改訂版(青林書院新社・現代法律学全集28 昭和五三)三六二頁も同旨。